

一定の資本関係等のある者の同一入札への参加制限について

平成 28 年 3 月
宮崎県県土整備部管理課

公正な入札の執行の観点等から、入札の公平性が阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加について、平成 28 年度から以下のとおり取り扱うこととします。

1 取扱いの内容

- ① 2 の基準に該当する資本関係又は人的関係を有する複数の者の同一入札への参加を認めないものとする。
- ② 基準に該当する複数の者が同一入札に参加した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。
- ③ 虚偽の報告等により基準に該当する複数の者が同一入札に参加し、契約後にそのことが判明した場合は、当該契約を行った者は入札参加資格停止の対象となる。

2 基準

以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合とする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社（同法施行規則第 3 条第 3 項第 1 号に該当するものに限る。以下同じ。）と会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社（同法施行規則第 3 条第 3 項第 1 号に該当するものに限る。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

※ 役員とは、以下のアからエに掲げる役職とする。

なお、監査役、執行役員は役員に該当しない。

- ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- イ 取締役（社会取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ウ 会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人
- エ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 取扱いの対象

本取扱いの対象は、競争入札により発注する以下の①から③の工事及び業務とする。

- ① 建設工事
- ② 建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務
- ③ 道路施設等の草刈りや沿道修景、構造物の点検等の業務委託

4 基準の該当の有無に係る確認方法等

平成28・29年度入札参加資格審査申請において提出された業態調書に基づき確認を行うものとする。

なお、業態調書の提出後に資本関係又は人的関係に変更があった場合は、変更後の内容について業態調書（別添様式参照）を作成の上、変更の事実が発生した日から2週間以内に宮崎県県土整備部管理課に提出すること。

5 基準に該当することが判明した場合の取扱い

(1) 契約前に判明した場合

契約前に、基準に該当する複数の者が同一入札に参加したことが判明した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。

当該複数の者のうちの一者が落札候補者又は落札者の場合は、当該落札候補者又は落札者の資格を取り消すものとする。

(2) 契約後に判明した場合

虚偽の報告等により基準に該当する複数の者が同一入札に参加し、契約後にそのことが判明した場合は、当該契約を行った者は入札参加資格停止の対象となる。

6 留意事項

基準に該当する複数の者が、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは差し支えないものとする。

7 適用日

平成28年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う入札に適用する。

【問合せ先】

宮崎県県土整備部管理課入札制度担当

電話 0985-26-7179（直通）